

様

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)	
東郷町長	殿

物価高騰対応重点支援こども加算給付金のみ申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日 年 月 日	申請者の現住所(住民票所在地) 電話 ( )
--------------	----	---------------	---------------------------

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員及び令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童について記載

- 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書又は住民税課税証明書(住民税均等割のみ課税されていることが分かる証明書)を添付して下さい。(15歳以上の世帯員の方全員) ※住民税課税(非課税)証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 既に令和5年度住民税非課税世帯又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、対象となりません。令和5年12月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

氏名 (ふりがな)	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	令和6年1月1日及び 令和5年12月1日 時点の住所		異なる場合には それぞれの住所を記載	住民税課税状況	
				R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税
1 (申請者)	本人		明・大・昭・平・令 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	R6.1.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる	R5.12.1時点の住所 □ 同一 □ 異なる		令和6年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税	令和5年度 □ 非課税 □ 均等割のみ課税 □ 未申告 □ 所得割課税

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	支店番号	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東郷町役場 福祉課 電話(0561-56-0732)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰対応重点支援給付金(以下「給付金(住民税非課税化等世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金(住民税非課税化等世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割課税でない者のみで構成された世帯である。  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。  
エ 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)又は令和5年度住民税均等割のみ世帯への給付金(10万円)の支給対象世帯の世帯主を含まない世帯

物価高騰対応重点支援子ども加算給付金(以下「給付金(子ども加算分)」という。)の支給対象児童(※)に該当します。  
※ 給付金(子ども加算分)の対象児童は、以下の要件のいずれかを満たすことが必要です。

- ② ア 令和6年6月3日時点で町の住民基本台帳に登録されている平成18年4月2日から令和6年6月3日までに出生した児童。  
イ 令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童で日本国内の住民基本台帳に登録されている児童。

③ 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

④ 給付金(子ども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(子ども加算分)の請求書として取り扱います。

⑦ 町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(子ども加算分)が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金(子ども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(子ども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(子ども加算分)を返還します。

**提出書類**

物価高騰対応重点支援子ども加算給付金のみ申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する15歳以上の方全員分)  
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税証明書』又は『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童で町の住民記録に登録した記録がない児童がいる場合のみ  
当該児童が記載された『住民票(全員)の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名